

これを「火事場泥棒」と呼びます 変形労働時間制条例案を提出

文部科学省は7月17日、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則」を「文部科学省令」(以下、「省令」として告示するとともに、「公立

学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下、「指針」)を発出し、「教育職員の休日のまとも取り」に関する条例・規則案(例)「(以下、「条例・規則案」)を示しました。この時期に発出することによって、「1年単位の変形労働時間制」導入のための「スケジュール表」の通りに、都道府県・政令市9月議会での条例化と来年4月の法施行をすすめるようとしています。

しかし、長期間の休校



を経て再開された学校において教職員は、消毒や清掃など感染防止の対策に時間を割きつつ、一人ひとりの子どもに寄り添いながら、大幅な教育課程変更のもとでの授業・教材づくりに、日々格闘しています。これまで経験したことのない事態のもとで、極めて長時間かつ過重な勤務を強いられています。「今はまだ緊張しているからやっていられるが、こんな状態が長く続いたら、身体も心も壊れてしまいそうだ」という声が上がっています。このような状況下で、教職員の勤務労働条件に

関わる重大事項に関する文書を発出することは、まさに「火事場泥棒」です。

今、文科省が行うべきは、国会審議において多数の問題点が指摘され、萩生田文科大臣自身、「勤務時間を縮減するものとは考えておらず」と答弁(2019年11月2日・参議院本会議)した「1年単位の変形労働時間制」の導入をいったん中止し、緊急に、教職員の長時間で過重な勤務を解消するための対策を講じることです。

全教・大教組・泉北教組は、文科省がこのような教職員の深刻な実態を顧みることなく、制度導入をすすめるための文書を発出したことに強く抗議するとともに、緊急に教職員やスタッフ、教室を増やすなどの実効ある措置をとることを強く求めます。

代替等休業病 臨時教職員の 夏休み雇用継続

大教組が「病休等、学期間任用の臨時教職員について長期休業中も任用を継続し、学校現場の過度な負担を解消すること」と要求していたのに対し、府教委は、「学校における働き改革をすすめる観点から、長期休業中における代替教員等の措置についても適切に対処していく」と回答しました。

これにより、病休・介護休業等代替の臨時教職員が長期休業中も任用継続がされるようになりました。

大教組は、これまで、代替の臨時教職員が長期休業中、任用を切られ、定数が減った状態で学校運営をすることで、他の教職員の業務負担増になっていること、臨時教職員は長期休業中、無収入になり、生活不安になることを交渉で繰り返し追及し、改善を迫ってきました。長期休業中も任用が継続され「学期間雇用」が廃止となることは大きな前進です。

運用は8月1日から。

夏休み中でも 在宅勤務 ができます

「短い夏休み」がやってきます。「短すぎて『夏期特休』さえ取れない。」との声も聞かれますが、休めるときはしっかり休んで、2学期に備えましょう。

例年通り、「教特法第22条」の「勤務場所を離れての研修」(「自宅研修」「承認研修」と呼ばれる)も、教員は可能です。自主研修でしっかり学びましょう。

加えて、今年は「新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのテレワーク(在宅勤務)」が、教職員に継続されています。学校運営等に支障のない範囲において、教職員からの申し出に基づき、校長の認める範囲で実施することが可能です。